

文書館ニュース

11 号
山口県文書館

郷土資料室の現状と問題点……………土屋 貞夫…1
郷土資料館について—宇部市立図書館付設—津 脇 清 子…3
下関文書館について……………西 谷 重 道…5
山口県文書館だより……………6

郷土資料室の現状と問題点

土 屋 貞 夫

(美祿市立図書館)

最近、公共図書館では、郷土資料室の設置が多くみられるようになった。これらはいずれも参考事務の機能分化として、郷土資料室行政資料室、古文書課が設けられ、あるいは独立して文書館・公文館、郷土資料館、史料館、総合資料館のなかに進展している。

また図書館資料としての郷土資料の重要性がたかまるにつれ、それに対応して各図書館においても研究討議がなされている。

昭和五十年全国公共図書館研究会「郷土資料を中心に——図書館と文書館」、昭和五十年度東海・北陸地区公共図書館研究会「古文書、行政資料、マイクロ・フィルムの整理——その現状と問題点」、昭和五十一年の「歴史資料保存利用機関連絡協議会」の設立等、その動きも活発となってきた。

美祿市立図書館の郷土資料室は、昭和四十八年七月の新館の設立

に伴ない設置されたものである。図書館規則第二五条に「主として市内の資料（出土品、古文書、図表、模型、民俗資料等）を収集し、または寄贈・寄託を受けて、これを保存ならびに展示して、市民の教養の向上および教育学術研究等に資するため郷土資料室を設ける」としている。

郷土資料室の業務は、(一)郷土資料の調査収集保存、(二)資料目録の刊行、(三)展示の企画、開催、(四)その他郷土資料に関することである。郷土資料室は一七八平方メートルで、展示品として化石、埋蔵文化財、大嶺炭田資料、産業資料、伊佐売葉資料、民俗資料がある。所蔵資料は伊佐売葉資料と行政資料とが主である。

図書館法第三条は図書館奉仕として図書館で収集し、一般公衆の利用する資料に郷土資料、地方行政資料を収集することを規定している。しかし行政資料は、郷土資料として整理され、刊行物を主としているのが一般的である。当館でも、整理基準に郷土資料とは、郷土、郷土人その他の郷土事情を主題にしたものをいうとしているし、当館の規則でも収集する資料を、市内の古文書と古文書以外の資料としている程度で、行政資料の規定をおとしている。

当館で保存している公文書は、役場文書とよばれる戸長役場文書町村役場文書を若干保存している程度で、現在目録を作成中である。

これらの一部は、旧図書館の倉庫に放置された行政資料を引継ぐとともに、合併・廃止された出張所に保存され、焼却をまぬがれた資料である。昭和四十九年七月から県図書館が実施された「市町村役場記録所在調査」を契機に、出張所で保存されている資料の移管を希望した。これによって段階的な方法で資料の移管を行なった。移管手続を行なうにあたり、これを図書館規則第十五条第一項の「貴重資料および、これに準ずる資料」とし、また市史の資料となるべき書類として永年保存としたいとした。これでは消極的なものである。

役場文書の移管も一部であるが、ある程度の成果を得た。しかし今後発生する永久保存文書の収集には、無力である。これは行政の文書取扱規程に問題があり、これ等の運用によっては、保存対策も可能になる。宇部市の場合が良い例である。

宇部市文書取扱規程第五三条に「文書主任は保存期限到来簿冊等のうち、市史及びその他の資料となるもので、重要なものがある場合、文書廃棄、引継決定書を作成し、当該課等の長の決裁を受けて庶務課長及び宇部市立図書館（以下「図書館長」という）に合議しこれを図書館長に引き継ぐことができる。」とある。

さらに資料の整理であるが、移管した資料は、一件目録を作成するだけにとどめ、書架に排列するのが精一杯である。分類は文書作成の係別に類別することも考えられるが、文書館方式に準じ、将来は記号化していきたい。

(一) 議会総務関係

①法規 ②議会 ③庶務 ④財政 ⑤税務 ⑥教育

(二) 産業土木関係

①統計 ②土地 ③山林 ④家屋 ⑤産業 ⑥土木建築
⑦交通・観光

(三) 社会関係

①戸籍 ②兵事 ③衛生 ④宗教 ⑤消防 ⑥社会

移管した資料のなかには、行政資料以外の思わぬ資料があるもので、刊行物とか、一枚ものも丹念にみる必要がある。

郷土資料室の運営面からは、資料収集のための情報を得ることも大切なことと思われる。このため当館は美祿市郷土文化研究会の事務局として郷土文化の研究を推進する母胎になることに努めている。これによって情報を得るとともに、どのような資料を求めるべきかが把握できる。それがまた郷土資料室を守り立たせると確信する。

二

市町村立図書館が行政資料を収集していくなかで、これを受入れる図書館にも多くの問題を含んでいる。

当館の郷土資料室の現状と資料、特に行政資料の収集について述べたが、今後の問題として(一)保存施設(二)整理能力(三)図書館規則の改正をあげることが出来る。

(一)の書庫は図書資料を収容するスペースが少なく、行政資料までに余裕がないのが一般的な現状である。膨大な行政資料をどのように整理し、管理しなければならないのか、また何でも保存しなければならないのかと云う恐れさえ懐く職員もいる。

(二)の人員面は各図書館も人員不足で、図書資料の整理に手一杯の現状である。整理能力を高めるために、これら行政資料が近代文書としての根本資料、或は地域住民の文化的資料として処することだと考える。そのためにも、郷土史における行政資料の利用について、

研究をもつと進めるべきだと思ふ。

() 行政資料の位置づけとともに、郷土資料室が展示だけになるのを防ぐためにも規則改正も考慮すべきだと思ふ。図書館のなかに文書館的要素を加えるため、「調査研究等に資すること」を「調査研究をする」と改正することも一つの方法かも知れない。そして図書資料と公文書資料とを区分していきながら、図書館業務のなかに文書館的要素を取り入れて郷土資料室を強化していきたい。また文書館的要素が増えるとなれば、当然に図書館相互協力と同様に、文書館との相互協力は、ぜひに必要なことと思われる。併せて県文書館の指導的な役割をお願いしたい。

郷土資料館について

宇部市立図書館付設 津 脇 清 子

(宇部市立図書館)

設立

昭和三十五年、旧領主福原家の菩提寺・宗隣寺(宇部市小串)に福原家の文書が保管されていることが判明。県内外研究機関などから関心をもたれていたが、「現地保存」の立場から、渡辺翁記念文化協会に購入を依頼。同会は福原家より譲り受け、図書館に寄託。

また、部坂正弘氏(東京在住・宇部市東岐波出身)は庄屋文書、磯辺喜八郎氏(宇部市草江)は明治初期より昭和十年代におよぶ炭鉱経営史料を寄贈。

上記のような当時の状況と、昭和三十五年、市制四十周年記念市

史編纂が開始されたこと、また、宇部郷土文化会を中心とした史料の保存、展示機関としての資料館建設の要望と、建設資金の一部寄付などが起因となり、昭和三十八年、郷土資料館の設立をみた。

概要

郷土史料の収集・研究調査・整理・展示に関すること。宇部市史編纂に関すること。郷土史料出版に関すること。研究会事務局に關することなどが主な業務である。

一、史料収集の範囲 宇部市域で発見・発掘された考古資料、古文書、郷土先賢の書画墨蹟、古絵図、地図、明治以降戦時までの記録、収蔵史料に直接関係のある写真、スライド・録音テープ、その他民俗資料などの博物館的資料を収集している。昭和四十四年には、合併地区の村役場文書を資料館へ移管して、新に行政文書を加えた。

一、収蔵史料ならびに整理・分類について 収蔵の埋蔵文化財は、市史編纂時におこなわれた宇部市域遺跡群学術調査による発掘出土品が大部分をしめる。広島大学潮見浩助教授の指導により整理、収蔵点数は土器・石器片を含め多数、四〇〇品目。宇部を代表する各時代の出土品を一階展示場に常陳している。古文書類の整理は、史料群一、〇〇〇点以上のものである。古美術短大三坂圭治教授(当時山口大学教授)の指導をうけた。また、点数の少ない史料群については、類別はおこなわず、家分け年代順の整理をしている。収蔵文書の主なものとしては、福原家文書一、三三二点、部坂家文書一、二三四点、炭鉱史料七九九点、村役場文書一〇、〇〇〇点などで、その他一〇二点から一〇〇〇くらいの点数で、主に近世文書、匿名組合(炭鉱経営)関係、近代の宇部共同義会、宇部達聡会関係、事業所関係、炭鉱関係、写真、拓本・古絵図など、独特な地域性を

示す史料を収蔵している。史料の寄贈・寄託については、市史編纂による史料収集が契機となった。また、資料館開館以来史料保存のよびかけや、春秋開催した郷土に関する展覧会などにより、保存の必要性があらためて認識されたこともその要因である。収蔵史料については、一年一冊の計画で目録を刊行し、寄贈・寄託の史料で補修・表装などの必要のあるものは、その措置をとっている。

一、資料館を拠点とする宇部郷土文化会・宇部地方史研究会の活動について 宇部郷土文化会は現在主に、郷土関係の出版をおこなっている。宇部地方史研究会は、昭和四十五年発会以来、地方史の研究を目的とし、研究発表会・講習会・講聴会・展覧会の開催、研究誌刊行、史料調査、史跡踏査などをおこなってきた。日常生活に重点をおき古文書をよむ会、拓本をとる会、考古学グループによる研究・調査と月例研究会による研究発表など、毎月各グループは一と二回の例会をもち、研究誌上への報告、展覧会を開催するなどその成果を発表している。

一、行政文書について 行政文書の収集は、市史編纂時以来の懸案であった。昭和四十四年、小野支所が新築移転することになり、これを契機に合併六地区の各支所に文書の移管を働きかけ、協力を得て村役場文書を資料館に移管した。同時に、行政文書の保存について各方面に理解を求めてきた。昭和五十一年三月には、文書取扱規程を改正し現行政資料も図書館に移管されることになった。改正にいたる経緯については、長年にわたる図書館の要望と、昭和五十年九月に、山口県文書館長・山口県地方課長連名で出された。行政資料の保存について(要望)もその起因となった。

文書引継ぎに関し、図書館にかかわる文書取扱規程の改正部分

は次のとおりである。

(保存期限到来簿冊等の取扱い)

第五十二条

3 文書主任は、保存期限到来簿冊等のうち、市史及びその他の資料となるもので、重要なものがある場合は、文書廃棄、引継ぎ決定書を作成し、当該課等の長の決裁を受けて、庶務課長及び宇部市立図書館長に合議し、これを図書館長に引継ぐことができる。

4 文書主任は、前項の規定により保存期限到来簿冊等を図書館長に引継いだときは、保存文書目録に引継ぎの日を記載しなければならぬ。

5 保存期限到来簿冊等であっても、なお、保存の必要があるもの、または、永年保存の簿冊等であっても、保存期間が二十年を経過し、保存の必要がなくなったものは、当該簿冊等の保存期間を伸縮することができる。この場合において、文書主任は前四項の手続をとらなければならない。

この規程については、図書館は運用にあたり次のことを希望している。

一、文書主任が文書の選択保存を行う場合には、資料保存の立場から図書館もこれに関与する。

二、庶務課長・図書館長が文書保存について合議する場合、目録による処理のみでなく、実文書で直接検討する。

三、文書廃棄の際には、図書館としても内容を検討する。

今後の課題

一、施設について 建坪二五四 m^2 のうち展示場二二四 m^2 ・収蔵庫一〇 m^2 で、現在、史料は収蔵庫におさまらず、大半は展示場にスチー

ルキヤビネットを設置し収蔵している。毎年開催している展覧会は、開館後十年間は資料館で、四十八年以降は利用者の要望もあり、また、展示中の史料の安全保管のためにも、市街地の施設の完備した展示場を借りて開催している。今後資料館の機能の変化に対応する措置として、収蔵庫の拡充、盗難、火災予防、除湿装置の新設など、収蔵内容にふさわしい施設に改善され、有効に利用されたいと考えらる。「資料館の充実・改造について」は図書館協議会などにより、市長・文化財審議会・社会教育委員会に陳情されている。

一、機構について 独立館ではあるが機構上は図書館に含まれ、現在職員は一名である。史料の整理ならびに古文書・行政文書の収集・保存に重点をおいているが、埋蔵文化財・生活用具などの保存対策もなおざりにできない。適切な資史料の収集保存をおこなうために、資料館を文書館的機能と博物館的機能に整理し、専門職員を配置して機能的には独立した運営が望ましいと考えている。

出版

目々みる宇部の歴史 宇部市史(自然環境・民俗・方言篇・資料篇、通史篇 三卷) 歴史の宇部 福原越後 私のころ 脇 昂 宇部戦前史一九三一年以後

宇部地方史研究第一号(第五号)

福原家文書目録 炭鉱史料目録 部坂家文書目録 東岐波村役場

文書目録 西岐波村役場文書目録一、二 郷土資料目録

(出版は宇部市史編纂委員会、宇部郷土文化会、宇部地方史研究会、郷土資料館による。昭和三十六年(昭和五十一年))

下関文書館について

西 谷 重 道

(下関市長府図書館長補佐)

長府図書館の敷地内に下関文書館が生まれたのは、昭和四十二年九月のことですから、早くも十年になろうとしております。

文書館といえば堂々たる建物が連想され勝ちですが、下関文書館のそれは、旧長府図書館のレンガ造り書庫を利用した、二階建・延べ面積一〇五平方メートルの、ささやかなものです。

しかしその書庫内には、長府藩の藩政文書をはじめ、中世以降の文書数万点が所蔵され、現在まで「郷土資料目録」十一集、「史料叢書」五集・十一冊を刊行、多くの利用に供しており、山口県の郷土資料研究にいささか補完的ではありますが、何かと貢献の役を果たしているものと、ひそかに自負している次第です。

「思い切つて文書館を造ろうではないか。長府図書館には古い資料がたくさん有るんだから、あれを活用に供しよう」

そんな話が当時の長府図書館長中原雅夫さん(現下関図書館長・当時兼任)や、元豊浦小学校長の堀哲三郎さんらの間で持ち上つたのは、下関市の明治百年記念事業の一環として、長府図書館の改築計画が決まつたおりでした。

早速、堀さんを中心とする準備機構が造られ、一年後の長府図書館落成式と同時に行なわれた文書館の開館式には、毛利家文書・吉田村資料・乃木文庫、その他県・市・近郊関係資料四四五五点を収

録した資料目録の一号を、発刊配布できたくらいでした。

その後も資料整理は順調にすすみ、整理済みの資料は二万点を越えています。

一方、行政文書の収集も、細々ながら続けられています。その第一号は吉田支所の文書でした。吉田（旧厚狭郡）は旧萩本藩吉田宰判の所在地で、奇兵隊の屯営や高杉晋作の墓所として知られ、昭和三十年に下関市に編入されたところです。

吉田村旧資料を含めた支所文書の保存を提起してきたのは、四十一年に支所長に就任してきた前田勲さん（現彦島支所長）でした。資料目録の二集に収録されている笹尾家文書が、吉田在任の笹尾千代さんによって寄贈された同時期に、

「これらも後々、貴重な古文書になりましょう。そんな先のことでなく、行政資料としても、まだ大いに役立つはずです。散逸させるに忍びない……」

と倉庫から出してきたのが、長年月のほこりにまみれ切った、反古同然にも見える役場文書だったので。目録第一集の吉田村資料がそれで、行政文書収集の必要性を痛感させてくれました。

以後、役所関係の公文書収集について市役所全機構に呼びかけていますが、現在まで応じてくれたのは本庁・十二支所中で七支所（彦島・吉田・王司・清末・安岡・内日・吉見）に過ぎず、収集資料もわずかに四五〇冊を数えるだけで、文書館活動の力不足を否むことはできません。

なお、下関文書館を今日まで育てて下さった堀哲三郎さんが、四十八年九月二十日、功業半ばにして、七十九才の人生を閉じられました。ことを、稿末に書き添えさせていただきます。

山口県文書館だより

市町村役場記録第二次調査の発足

当館では昭和四十八年度から三カ年計画で、県内市町村役場記録の第一次悉皆調査を行なった。この調査は、歴史的にみて保存すべきであると考えられる文書記録中、市町村行政史料ほど散逸滅滅の著しいものはないとの危機感から、緊急に実施したものであった。この調査は前号ニュースで述べたように、県内一八六カ所を調べ、約六万余点の保存すべき行政史料の存在を確認した。

今年度から、第二次調査を実施した。今回の調査目的は、保存すべきと考えられる六万余点の記録の、一点目録の作成である。しかし、ここに問題が生じた。というのは、いくら精緻な目録を当館で編集しても、史料を保存している市町村がその史料を廃棄すれば、目録に要した労力は水疱となる。それを防ぐためには、目録づくりと史料保存措置が同時に進行しなくてはならない。そこで、当館の職員が市町村と交渉し、保存の見通しのある市町村から、一点目録を地方調査員が作成することにした。今年度はとりあえず、各郡一カ所で計十一カ所の重点市町村をきめ、職員と地方調査員が調査に当たっている。

右のようにして、第二次調査は発足したが、市町村当局と交渉して、気付いたことを述べてみる。第一にこの調査の法的根拠の薄弱さである。市町村当局者から「どういう法律に基いて保存せよというのか」と詰問されると、答えることが出来ない。「歴史資料保存

法」制定の早期実現を待つばかりである。第二は保存場所である。

「役場の倉庫が狭くなったから廃棄する」といわれた時、どう対処することが望ましいか。その市町村に図書館があり、そこに引き取ることが出来れば問題は解決するが、図書館のない町村が多いのが実情である。第三は無関心さである。当方の職員が行政史料の保存の必要性を力説し、町村の公園や公会堂と同様のものと訴えても、「善処します」という気のない回答しか得られない。

以上のように、今年度から第二次調査は発足した。この事業を完成させるため、さしあたって必要なことは市町村図書館の協力である。現在当館では、市町村図書館職員と地方調査員を対象とした「古文書・行政史料取扱講習会」を開催し、この事業完成のための研修会の実施を期している。（広田暢久）

収集・整理・利用の概況

収集

昨年二月以来当館で収集した諸資料のうち、近世史料を中心とした内田家文書、中世文書を含む今川家文書、故橋本正之氏所蔵図書・行政記録は最大の収穫であった。

内田家は代々防府市台道市において蛭子屋と称して木綿問屋を営み、村の庄屋・畔頭・目代役を勤めていた。この度の寄贈史料は木綿関係史料、村落史料を含む四千点、質・量共に第一級の村落史料といえる。

防府市下右田住今川家は、大内、毛利氏の重臣阿曾沼家、毛利氏家臣井原家と縁戚に当り、両家文書も含めて代々今川家が大切に保

存してこられた文書を当館に寄贈されたものである。毛利輝元、秀元、穂田元清書状などを含む中世から近世にいたる間の武家文書で、点数三三六点、貴重な史料である。

故橋本県知事所蔵図書は文化知事の名に相応しく、文学書を中心に幅広い範囲の図書が架蔵されていた。そのうち歴史書は当館へ、その他のものは県立山口図書館へ寄贈されることになった。当館分の図書点数は六六〇点で、この外在職中の行政パンフレット、記録類をも若干含み、総計千点余にのぼる。

以上三家分以外の収集状況は、次のとおりである。

- (1) 県庁行政文書 学事文書課引継文書（二四二点） 教育庁指導課保存文書（七〇〇点余） 県大阪事務所保存の集団就職者名簿等（一〇〇点余） 年末収集分（二〇〇点余）
- (2) パンフレット・雑誌・その他 山口県貿易ニュース（三七七点） 下関市 貿易センター） 中国地方総合調査月報（一八五点） 広島市 中国地方総合調査会） 県内各種地図（四二六点） 電々公社県内地図（五三二点） 県庁パンフレット（五〇〇点余）
- (3) 近世史料 周防山口絵図（二点、福岡市 三島秀三郎） 奇兵隊脱退犯罪者赦免証明願（一〇八点 美東町 藤井松治）
- (4) 図書 大日本史料（二〇冊 購入） 県民課引継他府県史（六冊） その他寄贈図書（二〇〇冊余）（小山良昌）

整理

量的には新規受入れの内田家文書、橋本（知事）文庫の整理架蔵が大きい。再整理の分野では刊本類の分類、絵図（地図）類の整理がクローズアップ。また利用者への対応から貴重書類（吉田松陰文書、大村益次郎文書）、および他機関への転管から厚狭毛利家文書

について再整理の及んだことなどが特記できる。なお書庫内の温湿度の保全についてこれまでになく留意努力した。

(1)新規整理の主なものは、内田家文書、橋本文庫、津出家文書、山本文書。

(2)再整理として県庁伝来旧藩記録のうち閣閲録、古器考、国郡志、郡中大略、岩国旧記、豊浦旧記、清末旧記まで。および厚狭毛利家文書、閣閲録原本など。

(3)県庁、教育庁から収集の行政文書、パンフレット類(約一〇〇〇点)について、部課別、年次別に整理配架。

(4)絵図類について毛利家文庫の「絵図類」、および一般郷土史料としての「袋入絵図」を再配架、再整理。地下上申絵図の点検補修と、新規受入れの各種地図の整理に着手した。

(5)刊本類(約一万点)は文書館独自の分類方式で処理してきたが再検討。日本十進分類法(NDC七版)を当用することとし、県内地域区分については独自の地域区分表を作成。新規受入れの図書から切替えに着手。

(6)春秋二回の曝書期間には、軸物史料、山口小郡宰判記録および絵図類の函入れと再配架。それに県庁文書(戦前B)の総点検作業を行なった。(北川 健)

利用状況

昭和五十年年度の利用状況は別表のとおりである。開館日数は二七二日、一日平均五・七人の利用者があり、八六点の史料が利用された。利用状況を前年とくらべてみると、利用者において二〇〇余人、利用史料において九〇〇余点の増となっており、史料目録の整備によって史料の利用も増加してきている。

利用者を職業別にみると公務員が一番多く、ついで学生、教員の順となっている。公務員三〇・八%の数字は市町村史、警察史の編さん事業とか、わりがあるが、公務としての文書の利用があることもみのがせない。

利用史料では毛利家文庫が多く、ついで庄屋文書、県庁記録の順となっている。なお、昭和五十一年四月から十二月までの利用状況を述べると、利用人員一〇七二人、利用史料一六三九一点である。(吉本一雄)

昭和50年度閲覧者の状況

職 業	人 数	比 率
産 造	32	2.0
運 員	23	1.5
水 製	76	4.9
通 員	268	17.2
体 版	211	13.5
団 員	59	3.8
出 版	479	30.8
他	409	26.3
計	1,557	100

利用史料の状況

利 用 史 料	点 数
庫 庫	14,315
文 庫	75
記 録	1,470
文 書	821
記 録	2,082
文 書	1,869
記 録	129
文 書	19
記 録	475
文 書	192
記 録	500
文 書	147
記 録	691
文 書	618
計	23,526

文書館ニュース 十一号
昭和五十二年一月

山口県文書館 発行

山口市後河原松柄一五〇一
電話 (4)一二二一六